

町田市新型インフルエンザ等対策本部条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年(2013年) 6 月 6 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市新型インフルエンザ等対策本部条例

### （目的）

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、町田市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### （組織）

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町田市の職員のうちから、市長が任命する。

### （会議）

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他町田市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### （委任）

第4条 前3条に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。